

田中誠二監修

金融・商事判例

増刊号

No.719

新版 会社更生法—実務と理論の問題点—

編集委員 上野久徳・宗田親彦・高木新二郎

安藤一郎	川瀬善政	高木新二郎	藤井俊雄
家近正直	倉沢康一郎	高倉幸雄	藤井正雄
石井眞司	古曳正夫	高柳輝雄	堀内 崇
井関 浩	坂原正夫	竹内康二	堀口 亘
伊藤 真	坂本重俊	竹内俊雄	松田安正
井上治典	桜井孝一	竹下守夫	松本 司
今中利昭	清水 直	谷口安平	三宅省三
上野久徳	霜島甲一	玉城征駒郎	森井英雄
大西良孝	末永 進	田村諄之輔	山内八郎
岡田暢雄	鈴木正和	長野益三	山口和男
加藤保夫	須藤英章	西澤宗英	吉永順作
川口富男	宗田親彦	羽田忠義	米津稜威雄 (五十音順)

経済法令研究会

37 仮登記担保

弁護士 竹内康一

はじめに

債権者が債務者に対して流動性の最も高い資金を提供し、本来的にその逆流を期待するものの、その不履行に備えて資金と比して流動性の劣る財産につき換価のための一定の権益を付与され、これをもって債権の回収を図るうとするとき、その目的物は担保物であり、そのための一定の権益は担保権として認識される。そして、このような担保権の実現の方法（権能）は、一般には、(1)裁判所・執行官など公的機関の実施する

(2)債権者の実施する私的もしくは公開の売却（U.C.C. §§ 9-502(1), 9-503, § 9-504(1)(3); “foreclosure by”）、(3)債権者が債務の弁済として目的物を自己に帰せしめる（U.C.C. § 9-505(2); “strict foreclosure”）にあるようである。そして、

これらのがかかどの権利実現方法を許容するかは、担保目的の種類あるいは採用された担保理論に応じ、一定の技法を利用する担保関係（担保）は、その対象を広げ、かつ一定の立法政策をも盛り込んで、仮登記担保契約に関する法律（以下「仮登記担保法」という）として整序された。そこで

したがって、ある法律関係が担保関係であるからといって、担保の

売却の申立あるいは先行する同種手続への参加（アーリカ統一商事法典に例を

求めるという硬直な態度は不要で

ることとなつたのかに絞つて検討を

制競売等として観念することもでき

ることとなつたのかに絞つて検討を

められるに至つた（なおこれまで、

問題として所有権の構成が担保権の構成と二分して論じられることが多かつた

（加藤一郎ほか座談会「仮登記担保法の諸問題」）が、正確には担保的構成しかないであつて不履行の場合の権利実現方法として、抵当権に代表される担保権と同種の実現方法と所有権を取得せしめる実現方法に分かれてい）、

そこで以下、一般的（集団的）強

制競売等として観念することもでき

ることとなつたのかに絞つて検討を

められるに至つた（なおこれまで、

問題として所有権の構成が担保権の構成と二分して論じられることが多かつた

（加藤一郎ほか座談会「仮登記担保法の諸問題」）が、正確には担保的構成しかないであつて不履行の場合の権利実現方法として、抵当権に代表される担保権と同種の実現方法と所有権を取得せしめる実現方法に分かれてい）、

そこで以下、一般的（集団的）強

制競売等として観念することもでき

ることとなつたのかに絞つて検討を

められるに至つた（なおこれまで、

問題として所有権の構成が担保権の構成と二分して論じられることが多かつた

（加藤一郎ほか座談会「仮登記担保法の諸問題」）が、正確には担保的構成しかないであつて不履行の場合の権利実現方法として、抵当権に代表される担保権と同種の実現方法と所有権を取得せしめる実現方法に分かれてい）、

そこで以下、一般的（集団的）強

制競売等として観念することもでき

ることとなつたのかに絞つて検討を

められるに至つた（なおこれまで、

問題として所有権の構成が担保権の構成と二分して論じられることが多かつた

（加藤一郎ほか座談会「仮登記担保法の諸問題」）が、正確には担保的構成しかないであつて不履行の場合の権利実現方法として、抵当権に代表される担保権と同種の実現方法と所有権を取得せしめる実現方法に分かれてい）、

を与えていた場合などは、検討の外である)。

一 仮登記を備えな い仮登記担保契約

仮登記担保法は、その第一条规定、「金銭債務を担保するため、その不履行があるときは債権者に債務者又は第三者に属する所有権その他の権利の移転等をすることを目的としてされた代物弁済の予約、停止条件付仮登記のできるもの」の効力等を定める旨を明らかにしている。したがって、およそ法律上、仮登記のできるものであれば、仮登記合意がなくとも、また必ずしも仮登記を経由しなくとも、限定された法律関係では、同法の効力が承認されることが期待されている(吉野衛・新仮登記担)。この意味で、仮登記を経由しない(すなわち、仮登記担保法四条一項に定められた「担保仮登記」のない)仮登記担保契約が、その仮登記担保債務者の会社更生手続に登場することがある。

りうる。そして、この場合、仮登記担保権利者は、仮登記を欠いたままでは、所有権を取得しうる権能(取戻権)も優先弁済を受ける権能(再生担保権)も主張できない。したがつて、たんなる更生債権者にすぎない。これは取戻権ならびに再生担保権は、ともに対抗要件(少なくとも仮登記)の具備しない限り、管財人(更生債権者等)に対抗しえないと的一般法理による。現に、仮登記担保法も、一九条三項で「担保仮登記に係る権利」との表現をとつておらず、仮登記のあること(一項)を前提とする(理論的には更生法五八条一項の適)。

周知のとおり、不動産登記法では、同法二条一号の仮登記(以下「一号」と同条二号の仮登記(以下「二号」とあるが、一号仮登記は、すでに物権変動が生じていて、その申請に必要な手続が具備しない場合に許されるものであるから、仮登記担保契約のように、未だ、物権変動のない段階では、

原則として二号仮登記によるべきであるということとなる。しかし、当事者が一号仮登記を利用した場合に、これを無効の仮登記とはいえない(法務省民事局参事官室編・仮登記担保法と実務三五二頁)。判例では、最判昭和三二・大・七民集一(卷六号九三六頁)、最判昭和三七・七・六民集一(六卷七号)四五五頁)。

(なお、更生法五八条一項の反対解釈として、更生開始時に仮登記がある場合の本登記請求の可否を論じる場合に、「二号仮登記請求を許さない見解があるが、(三ヶ月ほか、前記も仮登記担保であるものについては別論で、あるとしている(五二九頁)ので、担保仮登記である限り、一号仮登記、二号仮登記の別は差をも)。また、担保仮登記の登記原因は、通常、代物弁済予約あるいは停止条件付代物弁済契約と思われるが、ときとして売買予約とされるものもあり、これももちろん有効である。すると、所有権の移転をもっぱらの目的としてなされる本来の仮登記と

二 仮登記の種類

二 仮登記の種類

三 担保仮登記の実行(所有権取得権能)

1 仮登記担保法一九条三項は「担保仮登記に係る権利は、会社更生法の適用に関しては、抵当権とみなす。」と定め、同条四項は「第十四条の担保仮登記は、破産手続及び更生手続においては、その効力を有しない。」という。しかし、このことは、一度更生手続が開始されたならば担保仮登記(根担保登記を含めて)が、お

よそ所有権取得機能を喪失するということを意味するのではない。担保仮登記につき、所定の実行手続が進みられ、清算金の支払の債務が弁済された後（了後）に更生手続の開始決定があつたときには、担保仮登記権利者は、管財人に対して本登記請求ができる（すなわち、取戻権となる伊藤進「更生手続と仮登記」本誌五四号一〇一頁、竹下「仮登記担保権実行手続上の諸問題」ジヨリリスト六七五号七〇一一頁、谷口安平「倒産処理法（二版）前掲書二六一頁。法務省民事局参考室編「手続として更生法五九条により、開始決定後、意で清算金弁済があつたときも同じ。反対に、仮登記担保法成立前のものであるが、福島県「会社更生手続における譲渡担保と仮登記担保権」手研二三七号九頁は、更生開始決定前に本登記を了としていることが必要だとしている。）右において、清算完了を一方の基準時とするのは、仮登記担保法が、強制競売等第三者との関係では同法二条一項の清算期間経過ではなく清算金の弁済のなされることを確定的な所有権移転の時期としてとらえていることによる（一五条一）。また更生手続申立の時点ではなく開始決定の時点を比較すべき他方の基準時とするのは、一五条の場合には、清算金の金額の客観的な決定は、結局、後順位担保権者あるいは執行債権者の手続申立によらざるをえず、これ

を保障するには基準時を強制競売等の開始の時ではなく申立のあった時点まで遡らせる必要があるのに、更生手続の場合にあっては、管財人が債務者に代わってしかも時期的な制約なく、担保仮登記権利者に対しても清算金の額を争う余地が残されていることにによる。（竹下・前掲ジユリスト、商事法務研究会編「更生会社PS債権者七九頁」須藤英章執筆▽は、更生申立時を基準とす）。

1

を保障するには基準時を強制競売等の開始の時ではなく申立のあった時点まで遡らせる必要があるのに、更生手続の場合にあっては、管財人が債務者に代わってしかも時期的な制約なく、担保仮登記権利者に対しても清算金の額を争う余地が残されていることにによる。（竹下・前掲ジユリスト、商事法務研究会編「更生会社PS債権者七九頁」須藤英章執筆▽は、更生申立時を基準とす）。

省民事局参考事務官室監修(前掲書)第一回(第二回も)で下説を参考する。参考までに、U.S.C. § 83(2)を以下も広範な規制を規定している。仮登記担保法成立前の見解であるが、商事法務研究会編「前掲書の提論」は、本登記請求訴訟提起時と更生申立時の先後をテストするのである(中止命令の可否については消極)。これに併せて、更生法三九条一項前段の保全処分、同項後段の保全管理人による管理の命令などの是非が論議されている(竹前掲N.B.一)。

二二号(一四頁)

3 会社(特に管財人)からは以上ほかに、たとえ清算完了後であっても、担保仮登記権利者の通知に係る清算金の見積額が客観的評価額に足らざるときには、担保仮登記権利者からの本登記請求を争い、裁判所において適正な価額を実現することができる。この結果、假りに清算金の不足が明らかになれば、結局、清算完了には至つていなかつたことになり、すでに更生開始決定があつたとすると、担保仮登記権利者は取戻し権を有しなかつたことに帰着する。そればかりか、このうち根担保仮登記にあつては、仮登記担保法一九条四項により、一般更生債権に、担保仮登記では更生担保権に、それぞれ転じるほか、もしも債権届出期間を経過していればこれらは失権という

3

省民事局参考事務官室監修(前掲書)第一回(第二回も)で下説を参考する。参考までに、U.S.C. § 83(2)を以下も広範な規制を規定している。仮登記担保法成立前の見解であるが、商事法務研究会編「前掲書の提論」は、本登記請求訴訟提起時と更生申立時の先後をテストするのである(中止命令の可否については消極)。これに併せて、更生法三九条一項前段の保全処分、同項後段の保全管理人による管理の命令などの是非が論議されている(竹前掲N.B.一)。

二二号(一四頁)

3 会社(特に管財人)からは以上ほかに、たとえ清算完了後であっても、担保仮登記権利者の通知に係る清算金の見積額が客観的評価額に足らざるときには、担保仮登記権利者からの本登記請求を争い、裁判所において適正な価額を実現することができる。この結果、假りに清算金の不足が明らかになれば、結局、清算完了には至つていなかつたことになり、すでに更生開始決定があつたとすると、担保仮登記権利者は取戻し権を有しなかつたことに帰着する。そればかりか、このうち根担保仮登記にあつては、仮登記担保法一九条四項により、一般更生債権に、担保仮登記では更生担保権に、それぞれ転じるほか、もしも債権届出期間を経過していればこれらは失権という

事態にもなりかねない（法二十七条）。担保仮登記権利者からすれば、更生開始決定前に清算完了をしていたとしてもなお慎重に、予備的な債権届出をなす注意が必要であろう（法務省局参考官室編）。

前掲書二六七頁（）

4 担保仮登記が取戻権として認められるための要件が、前述のとおり、更生手続開始前の清算完了とすれば、たんに、何らかの事情で先に本登記を経由したという事実のみでは足らない。本登記自体が実体と合致しない無効の登記の可能性がある。当事者間では実体と合致しても（仮登記担保）、清算未了である限り（法二条一項）、清算未了である限り（竹下「前掲NBL」）。このほか、開始前に清算完了し、本登記請求の管財人との関係で取戻権の根拠とならない（竹下「二二二号三三頁」）。確定判決があるときの具体的な登記方法（管財人に対する承認執行文によるのか、管財人を不動産登記法「〇五条、一四六条の利」）。さらには同じく書関係人とするか）。

すでに清算完了のケースでの更生法三九条一項前段の保全処分の登記があるときの、その抹消の方法（保全処更生手続の申立人を不動産登記法「〇五条、一四六条の利」）なども議論のある点であるが詳細には立ち入らない（竹下「倒産手続と非典型担保」日本弁護士）。

連合会・特別研究叢書(昭和五
年三月度)九〇六頁以下参照)。

保權(元本と開始決定後一年までの利息
損傷金で民法三七四条の範囲)。たがつて最
二六巻八号判昭和四七・一〇・二六民集
は、立法により変更された)となる。

四 担保仮登記の 更生手続参加

更生開始決定時までに清算の完了
していない担保仮登記権利者(前項
止命令を受けた者を含めて)は、結局、更生手続に
参加し優先弁済権能行使するしか
ない。このうち、根担保仮登記(假
記担保法一四条)は、清算の際に特定され
ないもの(括根担保をも)であるものは、更生手続に
おいてはその効力を有しない(一九
項)とされたため、これによる被担
保債権はすべてたかだか更生債権に
とどまる。従前の判例(最判昭和五
年法八二二号三六頁)から後退した理由は、根
担保仮登記はほとんど根抵当権と併
用されているという実態(したがつて
(登記については、はつきりしない)
普通の担保仮登記であるものは、一
九条三項で抵当権とみなされるため
(法務省民事局参事官室)による。一方、
普通の担保仮登記であるものは、一
九条三項で抵当権とみなされるため
(登記については、はつきりしない)、結局

五 担保仮登記権利 者の更生手続

債権者である担保仮登記権利者に
つき更生手続が開始された場合にお
いて、譲渡担保に関する更生法六三
条の形式文理(の立法者の意思)を準
用して、債務者は担保であることを
第三者(管財人)に主張しえないか
ら債務を弁済して仮登記抹消を請求
しえないとする余地もないではない
が、この解釈はすでに担保としての
担保法一一条が明確に否定したとい
うべきである。一一条に従って受戻
が可能である。

六 仮登記担保の 否認

すべての担保仮登記につき、その
金を受領した行為又は清算金がある
にも拘らず進んで本登記を許した行為
に放置した行為、さらにはそれに
も拘らず進んで本登記を許した行為
のあつたときにおいても、管財人は
端的に清算未了を理由に担保仮登記
権利者に対して登記抹消を請求する
ことができるというべきである。こ
れらの各行為あるいはこれによる移
転(transfer)に対する否認権の行使
は、特に必要がないが、そのような
構成(たとえば清算不足部分を理由とす
る全体としての無償行為あるいは
義務に屬さない行為)を間違いというまでの
ことはない。

（法務省民事局参事官室）による。一方、
普通の担保仮登記であるものは、一
九条三項で抵当権とみなされるため
(登記については、はつきりしない)、結局